

情報ファイル

information file



国保・医療

就職・退職などのときは 国民健康保険の 届け出を

各職場の医療保険(会社の健康保険や共済組合など)に加入している方以外は、すべての方が国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。

国保の保険料は、加入した月から月割で計算されます。

加入した月とは、届け出をした月ではなく、前の健康保険などをやめた月、あるいは、ほかの市町村から転入した月をいいます。

たとえば、3月に会社をやめた方が、7月になってから国保加入の届け出をしたときは、7月分の保険料からではなく、3月分の保険料からさかのぼって納めなければなりません。

手続きは、忘れずに14日以内に行ってください。

また、国保に加入している方が、勤務先などで健康保険などに加入した場合、届け出がないと国保料がそのままかかってしまったり、誤って保険証を使った

りしてしまつと、医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

問合せ先

国市民窓口グループ
052-1111(内線261262)

後期高齢者医療 保険証の更新

現在お持ちの保険証の有効期限は、7月31日(土)です。

8月1日(日)から使用できる保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送付します。

後期高齢者医療保険料を滞納している方は、市民窓口グループでの更新となります。

簡易書留郵便での受取方法

受け取る際に押印か署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに『郵便物等お預かりのお知らせ』の案内が入りますので、案内に表示してある問い合わせ電話番号で再配達の依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。

郵便支店での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は市民窓口グループに返還されます。その場合は、市民窓口グループで

お渡ししますので、印鑑と身分証明書と現在お持ちの保険証を持ってお越しください。

保険証の色 若草色から青色に変わります。

※有効期限、一部負担割合の文字が大きく異なります。

※保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(日)以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。なお、所用で市役所へお越しの際には、古い保険証を返却してください。

問合せ先

国市民窓口グループ
052-1111(内線227217)

70歳未満の方が入院したときの 高額療養費 限度額認定証について

70歳未満の方が入院し、1か月の医療費の自己負担額が高額になったときは、限度額認定証の交付を受けることにより医療機関の窓口での自己負担額が限度額までとなります。

また、すでに限度額認定証の交付を受けている方は、有効期限が7月31日(土)となっています。

該当する方には、認定申請書を送付しますので、更新手続き

広告

刈谷駅から徒歩0分
南口ファミマ2階

相続手続き 遺言書の無料相談会開催!



- このような方はご相談下さい!
- 相続ってどんな手続きがあるの?
 - 遺言書の必要って?作り方は?
 - 相続をしたけど借金の方が多い場合は?

刈谷市南桜町1-73 司法書士法人
あいち司法&相続

0120-130-914

をしってください。

※滞納のない世帯に限度額認定証が交付されます。

※国民健康保険税を滞納している世帯はこれまでどおり、窓口で医療費の3割をいったん全額自己負担していただきます。

持ち物 被保険者証、印鑑、交付済みの限度額認定証(更新の方のみ)、認定申請書(更新の方のみ)必要事項を記入してください

問合せ先

国市民窓口グループ
052-1111(内線216261)